

## 晉代における冠服着用と官品序列

魏 星

### はじめに

本稿は、晉代の冠服着用と官品序列との関係について考察を加えるものである<sup>(1)</sup>。この問題については、小林聰氏の研究が重要である<sup>(2)</sup>。氏の論考は、①諸冠服の品目のうち、佩玉・朝服などの着用基準は官品にあること<sup>(3)</sup>、②『宋書』禮志に見える印綬冠服の基本規定は西晉泰始年間の制度であること、の二点を指摘したことで重要である。

後文でもふれるように、少なくとも進賢冠・佩玉及び印綬などは、官品が制定される前の後漢期においてすでに序列化していた。また遅くとも河清令（北齊河清三年（564）完成）では、官人はこれらの品目を各自の官品によって着用するよう定められており<sup>(4)</sup>、これが隋唐以降にも踏襲され、冠服制展開の基準点となった。官品が制定された後の官品と各冠服の品目との関係を検討するという小林氏の研究手法（上記の①）は、六朝時代における冠服制の展開とそれに伴う官品機能の変化を考える上で、きわめて有益である。

ただ、小林氏は、佩玉や朝服などの着用原理を官品に求めているにもかかわらず、自説と矛盾する事例があることも意識している。氏はこれらの事例を「特例」とするが、その理由についてはほとんど言及していない。この点で、小林氏の説①には疑問が残る。佩玉などの着用原理がそもそも官品によるものでなければ、これらの事例を「特例」とみなすことはできないのではないか。

小林説②については、『宋書』禮志に見える印綬冠服規定のほか、晉令に官爵保持者それぞれの官品と着用すべき冠幘・朝服・佩玉・印綬などについての規定がある。『大唐六典』巻10 祕書省、祕書監條に見える晉令佚文はその一例である。

品第五、絳朝服、銅印、墨綬、進賢兩梁冠、佩水蒼玉。

品は第五、絳朝服、銅印、墨綬、進賢兩梁冠、水蒼玉を佩ぶ。

晉令は完本が伝わっていないが、官爵保持者の着用すべき冠服品目に關する條文が『北堂書鈔』・『大唐六典』・『通典』などに佚文として多く引用されている。また、晉令と明記せず、ただ晉の制度と稱しているものもあることが指摘されている<sup>(5)</sup>。『宋書』禮志の印綬冠服規定に關する

小林氏の指摘(②)が正しいかどうかはともかく、晉の冠服用について考察すれば、史料上ではやはり晉令などの晉の冠服用規定を主的依據とすべきであろう。

また、小林氏の論考では殆ど觸れられていないが、本稿第四章で指摘するごとく、晉令では官品が一部の冠服要素(生地など)の着用基準として機能している。よって、本稿で取り扱う中心の問題(官品と冠服用との關係)を全體的に把握するには、晉令の關連規定を精査することは不可缺である。

以上のことから、本稿ではまず、晉令などの晉の冠服用規定に基づき、佩玉・印綬及び朝服などと官品との關係を順次考察する。そして、官品が冠服要素の着用基準として機能することを示す晉令諸規定を確認し、内容面からその性格を考察する。

## 一、漢晉期における進賢冠

行論の必要上、まず漢晉期における進賢冠について検討したい。後章で指摘するように、特に文官が着用する進賢冠の梁數はそれが佩びる佩玉の種類との間に一定の關連が認められるからである。前漢の進賢冠については、『隋書』卷12禮儀志七に引く『漢官』に、

平帝元始五年、令公卿・列侯冠三梁、二千石兩梁、千石以下一梁。梁別貴賤、自漢始也。

平帝の元始五年(紀元後5年)、令して公卿・列侯の冠を三梁、二千石を兩梁、千石以下を一梁とせしむ。梁もて貴賤を別かつは、漢より始まるなり。

とある。これによれば、遅くとも前漢末期の平帝元始五年、進賢冠は既に冠梁の數によって三梁冠・兩梁冠・一梁冠に分けられており<sup>(6)</sup>、また「梁別貴賤」の語から、進賢冠の序列は梁數の差によると見なすことができる。小林氏はこの記事に基づき、前漢において、諸侯・一般文官の着用する進賢冠の梁數のみが秩石序列とおおまかに對應していたと指摘する<sup>(7)</sup>。しかし、注目すべきは進賢冠の着用する對象として、「二千石」・「千石」などの秩石等級のほか、「公」・「卿」等の周制等級<sup>(8)</sup>も見えることである。このことは、進賢冠の梁數が必ずしも秩石序列と嚴密に對應していないことを示している。

後漢の進賢冠については、『漢官儀』の以下の記事、

三公・諸侯冠進賢三梁、卿・大夫・尚書・二千石・博士冠兩梁、千石已下至小吏冠一梁。

三公・諸侯は進賢三梁を冠し、卿・大夫・尚書・二千石・博士は兩梁を冠し、千石已下小吏至るまでは一梁を冠す<sup>(9)</sup>。

によれば、當時の進賢冠着用は前漢後期のそれを基本的に踏襲していたものの、「卿」の冠梁數が兩梁まで引き下げられたこと、秩石が千石に至らない職官でも兩梁冠を着用できる事例があつ

たことなどの変化が確認できる。後者について小林氏は、秩石が千石に至らない博士（比六百石）でも兩梁冠を着用できたのは、後漢における職官の重要性によるものと推測している<sup>(10)</sup>。

史料上の制限もあり、曹魏における進賢冠着用については判然としない。晉については、『晉書』卷25 輿服志に体系的な記述が見える。

三公及封郡公・縣公・郡侯・縣侯・鄉亭侯、則冠三梁。卿・大夫・八座尚書・關中内侯・二千石及千石以上、則冠兩梁。中書郎・祕書丞郎・著作郎・尚書丞郎・太子洗馬舍人・六百石以下至于令史・門郎・小史、並冠一梁。

三公及び郡公・縣公・郡侯・縣侯・鄉亭侯に封ぜらるれば、則ち三梁を冠す。卿・大夫・八座尚書・關中内侯・二千石及び千石以上は、則ち兩梁を冠す。中書郎・祕書丞郎・著作郎・尚書丞郎・太子洗馬舍人・六百石より以下、令史・門郎・小史に至るまで並びに一梁を冠す。

小林氏は、この記事を書晉泰始令の服制令の規定とする。氏によれば、魏晉期に現れた五等爵が進賢冠の着用基準となり、兩梁冠着用者の下限が比二千石から千石に引き下げられるなどの変化があったとする<sup>(11)</sup>。

補足として検討したいのは、進賢冠の梁数が官品との間に對應關係があったか否かである。まず注意すべきは、前掲の輿服志記述において進賢冠の梁数は官品と關連づけられておらず、官品でも言及されていない点である。本規定は三公が三梁冠を、卿・大夫・二千石が兩梁冠を着用するなど、後漢の進賢冠着用と一致するところが多い。このことから、晉における進賢冠着用の基準は基本的に漢代から繼承したと考えられる。なお、後漢から踏襲された進賢冠着用の基準を官品に変更する措置が行われた形跡は、魏晉期においても確認できない。晉の進賢冠の梁数が官品と嚴密に對應していれば、前掲輿服志に記載される進賢冠の着用規定が煩雜な形で記述されているのは不自然である。

輿服志の外、『北堂書鈔』や『大唐六典』などにも、關連する規定—晉令佚文及びそれに關係する記事—は數多く引用されている。諸書に引かれた關連規定の収集作業は、程樹德・淺井虎夫・張鵬一・小林聰各氏によってなされてきた<sup>(12)</sup>。特に小林氏が従來の成果を踏まえて作成した【晉代印綬冠服規定表】（計131例）は極めて有用である。

この表に基づき、進賢冠を着用する官の條目を抽出し、逐一校證した上で（筆者による修訂を含む）、冠の梁數を中心として配列し（梁數が同じ場合、官品の上下による）、各條に番號を附して（共60例）、作成したのが後掲の【表一】<sup>(13)</sup>である。

【表一】に示しているように、二品には三梁冠と兩梁冠が混在しており、また六品にも兩梁冠と一梁冠が混ざっている。國子博士・太學博士などの六品の職官が兩梁冠を着用するのに對し、官品がより高い中書侍郎（四品）が一梁冠を着用する。これらの事例と前述の考察を併せて考えると、やはり晉において進賢冠の梁數と官品序列との嚴密な對應關係は認めることはできない。

以上のように、遅くとも前漢末期の平帝元始五年には、進賢冠は既に冠梁の數によって三梁冠・

【表一】 晉代官爵進賢冠着用表

NO	官名	梁數	佩玉	官品	印章	綬色	出典
1	太宰	三梁	山玄	1	金章	紫綬	鈔 51、御 692
2	太傅	三梁	山玄	1	金章	紫綬	鈔 52、御 692
3	太保	三梁	山玄	1	金章	紫綬	通 20、晉 24、御 692
4	司徒	三梁	山玄	1	金章	紫綬	晉 24、通 20、御 692
5	司空	三梁	山玄	1	金章	紫綬	晉 24、通 20、御 692
6	左右光祿大夫	三梁	山玄	2	金章	紫綬	晉 24
7	特進	兩梁	水蒼	2			晉 24
8	光祿大夫	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 56、晉 24
9	少府	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 54、典 22、通 27
10	太子太師	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 65
11	太子太保	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 65
12	太子太傅	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 65
13	太子少傅	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	典 26
14	太子少保	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	鈔 65
15	太子詹事	兩梁		3	銀章	青綬	鈔 65
16	太常	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	典 14
17	太僕	兩梁	水蒼	3	銀章	青綬	典 17
18	尚書令	兩梁	水蒼	3	銅印	墨綬	御 200、鈔 59、典 1
19	尚書僕射	兩梁	水蒼	3	銅印	墨綬	鈔 59、御 210
20	尚書	兩梁	水蒼	3	銅印	墨綬	鈔 59
21	中書監	兩梁	水蒼	3	銅印	墨綬	典 9、通 21、御 220
22	中書令	兩梁	水蒼	3	銅印	墨綬	典 9、通 21、御 220
23	吏部尚書	兩梁	水蒼	3			典 2
24	國子祭酒	兩梁	水蒼	3			典 21、通 27
25	祕書監	兩梁	水蒼	5	銅印	墨綬	典 10
26	祕書令	兩梁	水蒼	5	銅印	墨綬	典 10
27	郡太守	兩梁		5	銀章	青綬	通 33
28	國相内史	兩梁		5	銀章	青綬	通 33
29	州刺史	兩梁		5	銅印	墨綬	鈔 72
30	太子家令	兩梁		5	銅印	墨綬	典 27
31	太子率更令	兩梁		5	銅印	墨綬	典 27
32	太子僕	兩梁		5	銅印	墨綬	典 27
33	公府長史	兩梁		6	銅印	墨綬	宋 18
34	太宰長史	兩梁		6	銅印	墨綬	鈔 68
35	國子博士	兩梁	水蒼	6			典 21、通 27
36	太學博士	兩梁	水蒼	6			典 21
37	中書侍郎	一梁		4			典 9

NO	官名	梁數	佩玉	官品	印章	綬色	出典
38	祕書郎	一梁		6	銅印	墨綬	典 10、通 26
39	祕書丞	一梁		6	銅印	墨綬	典 10、通 26
40	尚書左右丞	一梁		6	銅印	黃綬	典 1、通 22
41	著作郎	一梁		6			典 10、通 26
42	著作佐郎	一梁		6			典 10、通 26
43	王友	一梁		6			典 29
44	太醫令	一梁		7	銅印	墨綬	典 14、鈔 55
45	太醫丞	一梁		7	銅印	墨綬	典 14
46	公車令	一梁		7	銅印	墨綬	鈔 55
47	太倉令	一梁		7	銅印	墨綬	鈔 55
48	車府令	一梁		7	銅印	墨綬	鈔 55
49	太史令	一梁		7	銅印	墨綬	典 10
50	太樂令	一梁		7	銅印	墨綬	典 14、通 25
51	太樂丞	一梁		7	銅印	墨綬	典 14
52	廩犧令	一梁		7	銅印	墨綬	典 14
53	太子詹事丞	一梁		7	銅印	墨綬	典 26
54	九卿丞	一梁		7	銅印	黃綬	通 25
55	司農丞	一梁		7	銅印	黃綬	典 19、通 26
56	公府掾	一梁		7			宋 18
57	公府屬	一梁		7			宋 18
58	太子洗馬	一梁		7			典 26、通 30
59	正令史	一梁		8、9			覽 213
60	書令史	一梁		9			覽 213

出典略記：宋 = 宋書、晉 = 晉書、鈔 = 北堂書鈔、典 = 大唐六典、通 = 通典、御 = 太平御覽

兩梁冠・一梁冠に分けられており、また當時における進賢冠の梁數は、必ずしも単一の官制序列と對應していない。その後、進賢冠の着用について、幾つかの變化が確かに見受けられるが、晉になって、進賢冠着用の基準が單に官品に變更された形跡は、やはり確認できない。

## 二、晉代の進賢冠と佩玉

晉の佩玉には瑜玉・于闐玉・五采瓊玉・山玄玉・水蒼玉などがあり、そのうち官人が佩ぶるのは山玄玉と水蒼玉の二種である。佩玉と官品との關係について、小林氏は、①四品以上に佩玉が給與される原則が存在したこと、②佩玉が官品を基準にしていたこと、の二點を想定したが、これらに合致しない事例のあることも指摘した。氏はこれを「特例」としたが、その理由については説明がない<sup>(14)</sup>。

【表一】で確認できるように、二品には山玄玉と水蒼玉が混在している。これは佩玉の種類が官

品と完全には対応していないことを意味する。また、四品以下の官にも、例えば五品の祕書監・祕書令と六品の國子博士・太學博士など（武官の場合、五品の羽林左右監と羽林中郎將など）も水蒼玉を佩ぶる例が存する。原則として四品以上に佩玉を給與され、官品序列が佩玉の着用基準であるという小林の想定にはやはり疑問が残る。

佩玉の着用基準を考える際、特に注目すべきは、文官の着用する進賢冠の梁數と佩玉の種類との間に一定の対応関係が認められることである。すなわち、①三梁冠を着用する官は皆な山玄玉を佩びている。②兩梁冠を着用する官のうち、佩玉の記録が確認できるものは皆な水蒼玉を佩びている。③一梁冠を着用する官は、【表一】に挙げられる二十三例がすべて佩玉の記録を確認できないという点から、実際には佩玉を佩びないと考えられる<sup>(15)</sup>。かかる対応関係は文官が着用する進賢冠と佩玉とがセットとなり、可視的身分標識として機能していたことを示している。

では、兩梁冠を着用する官のうち、佩玉の記録が確認できない事例があるのはなぜであろうか。史料中に引用された令文に省略がある可能性はあるが、【表一】に見える佩玉記録のない兩梁冠の官は、大きく三種類に分けることができる。すなわち、地方官（郡太守・國相内史・州刺史）、東宮屬官（太子詹事・家令・率更令・僕）と諸公の長史（公府長史・太宰長史）である。このうち、地方官の州刺史に普段佩玉を給與されなかったことは、『宋書』卷18禮志五に見える以下の規定から知られる。

諸應給朝服・佩玉而不在京都者、給朝服。非護烏丸・羌・夷・戎・蠻諸校尉以上及刺史・西域戊己校尉、皆不給佩玉。其來朝會、權時假給、會罷輸還。

諸朝服・佩玉を給すべくして、京都に在らざる者は、朝服を給す。烏丸・羌・夷・戎・蠻を護る諸校尉以上にあらざるもの及び刺史・西域戊己校尉はみな佩玉を給せず。其れ朝會に來たれば、權時に假給し、會罷れば輸還す。

この規定で言及される周邊民族の領護官のうち、蠻・戎・夷を領護する校尉が西晉・武帝期に設置されたことは、『晉書』卷24職官志の記載によってわかる<sup>(16)</sup>。また孫正軍氏は、東晉南朝における異民族の領護官のうち、平越中郎將・南蠻校尉・西戎校尉・寧蠻校尉・平蠻校尉および南夷校尉以外は、基本的に廢除されたとする<sup>(17)</sup>。少なくとも上記の規定に見える護烏丸校尉は、東晉南朝期において、設置された形跡がほとんど見当たらない。以上のことを併せて考えると、上記の規定はやはり西晉期に定められたと見なすのが妥当であろう。

晉において、兩梁冠を着用する官のうち、原則として佩玉が給與されないものの、朝會の時だけ臨時的に給與（假給）される官は確かにあった。残念ながら、兩梁冠を着用する官に佩玉が給與される基準を特定するための手がかりは、傳世文獻中にほとんど見られない。しかし、五品の刺史に佩玉が給與されず、官品のより低い國子博士と太學博士（六品）に水蒼玉が給與されていることから、佩玉給與の基準が官品でないことは明らかである<sup>(18)</sup>。

晉の佩玉について、『三國志』卷21王粲傳の裴松之註に引かれる西晉摯虞『決疑要注』は以下

のように記す。

漢末喪亂、絶無玉珮。魏侍中王粲識舊珮、始復作之。今之玉珮、受法於粲也。

漢末喪亂し、絶えて玉珮無し。魏の侍中王粲は舊珮を識り、始めて復た之を作る。今の玉珮は、法を粲より受くるなり。

また、『宋書』卷18 禮志五にも類似の記事が見える。

至明帝始復制珮、而漢末又亡絶。魏侍中王粲識其形、乃復造焉。今之珮、粲所制也。

明帝に至り始めて復た珮を制むるも、漢末に又た亡絶す。魏の侍中王粲は其の形を識り、乃ち復たこれを造る。今の珮は、粲の制むる所なり。

これらによれば、後漢・明帝期に作られた珮玉は後漢末に一度廢絶し、曹魏の王粲が再興した。晉の珮玉は王粲の定めたものを継受している。文官の着用する進賢冠の梁數とそれが帯びる珮玉との對應關係がいつ結ばれたかは不明であるが、以上の考察から、この對應關係は晉でもなお存続していたと考えられる。前章で指摘したように、進賢冠の梁數と官品との對應は特に認められない。とすれば、進賢冠の梁數と對應關係が認められる珮玉の基準が官品であるとはやはり考えにくい。

以上の議論をまとめておこう。晉において、珮玉と官品との間には嚴密な對應關係が認められず、むしろ文官の着用する進賢冠の梁數と珮玉の種類との間に、一定の對應關係が認められた。すなわち、三梁冠を着用する官は山玄玉を珮びており、兩梁冠を着用する官のうち、珮玉の記録が確認できるものは皆な水蒼玉を珮びている。一梁冠を着用する官は、珮玉を珮びない。兩梁冠を着用する官のうち、原則として珮玉が給與されないものもあるが、その給與基準はやはり官品ではなかったのである。

以上二章にわたり、文官の着用する進賢冠と珮玉について、官品との對應關係を中心に検討してきた。次章では、印綬・朝服と官品との關係を考察したい。

### 三、印綬・朝服と官品

#### (一) 印綬と官品

晉の印綬について、小林氏は以下の三點を指摘した<sup>(19)</sup>。①將軍號の印綬には、その官品と一定の關連性があるように見うけられる（具體的には二品・三品が紫綬、四品・五品が青綬）。②かかる關連性は、漢末から西晉にかけて次々と設置された將軍號が西晉の泰始律令で整備されることによって等級化された。③他の官職が持つ印綬と秩石との間には、官品よりも明確な對應關係が存在した。

【表二】 晉將軍印綬着用表

NO	官名	印章	綬色	官品	出典
1	開府驃騎將軍	金章	紫綬	1	晉 24
2	開府車騎將軍	金章	紫綬	1	晉 24
3	開府衛將軍	金章	紫綬	1	晉 24
4	開府諸大將軍	金章	紫綬	1	晉 24
5	冠軍將軍	金章	紫綬	3	典 5
6	領軍將軍	金章	紫綬	3	典 24
7	護軍將軍	銀章	青綬	4	典 2
8	中護軍將軍	銀章	青綬	4	典 2
9	中領軍將軍	銀章	青綬	4	典 24
10	左右衛將軍	銀章	青綬	4	典 24

その後、阿部幸信氏は、印綬制度を考察する際、従來の研究では印と綬が一括して捉えられていることを批判した上で、以下のように指摘した。すなわち、漢代の印制と綬制は分けて考えるべきで、印制は秩祿序列に基づくのに對し、綬制は周制序列に基づいていた。両者が分化する契機となったのは、前漢・成帝の綬和元年の改革にある。漢代の宮中席次（朝位）は周制序列によるものであり、綬色は朝位の規定に従い、朝位の可視表象として機能した<sup>(20)</sup>。

かかる認識を基礎に、阿部氏はさらに『宋書』の印綬に関する規定を説明する體裁を手掛かりとして、官府内・官府間の階層的秩序をそのまま反映していることが晉・劉宋の綬制の特徴であり、漢の綬制から晉宋の綬制への移行は曹操の執政期に端を發することを指摘した<sup>(21)</sup>。

諸將軍が所持する印綬とその官品との關係に限って言えば、將軍號を帯びた者に印綬が授與された事例の一覽表（【表二】）からは、上述した小林氏の主張に矛盾する事例を検出できない。しかし、將軍に對する印綬授與の事例は僅かに十例しかなく、當時將軍號を帯びていた者の數からみれば、ほんの一握りに過ぎない。『宋書』卷 29 百官志上には、【表二】に挙げた諸將軍の外に、鷹揚將軍のような「雜號將軍」も數多く見られる。小林氏の指摘した印綬と官品との關係がこれら「雜號將軍」にも適用されるか否かは、檢證困難である。

加えて、【表一】から二品に金章紫綬と銀章青綬が、三品・五品に銀章青綬と銅印墨綬が混在していることがわかる。つまり、全體としての印綬着用は官品を基準に整備されたとは考えられないのである。

## （二）朝服と官品

朝服についてはどうであろうか。小林氏は、『宋書』禮志の記事に基づき、官員の着用する朝服と官品との間に、以下のような對應關係があると想定する。

給五時朝服（一品～五品） 五時朝服（五品～七品）

給四時朝服（五品～八品） 四時朝服（七品） 「朝服」（三品～九品）

阜朝服（三品・六品） 阜零辟朝服（六品）<sup>(22)</sup>

一方で小林氏は、「五品に各種類の朝服が実際に混在している」とも述べている。つまり、『宋書』禮志に記載される朝服記事においては、官品を朝服の着用基準と見なすという小林説に矛盾する事例も確認できるのである。

晉における官人朝服の着用基準について、とりわけ注意すべきは『晉書』卷25 輿服志掲載の以下の記事であろう。すなわち、

魏已來、名爲五時朝服。又有四時朝服、又有朝服。自皇太子以下隨官受給。

魏より已來、名を五時朝服と爲す。また四時朝服有り、また朝服有り。皇太子以下より官に隨いて受給す。

この記事によれば、皇太子以下の官人はその「官」に従い、五時朝服・四時朝服或いは「朝服」を「受給」されている（以下では總稱としての朝服との混同を避けるため、記事に見える種類としての朝服を「朝服」と稱する。また、小林氏が既に指摘したように、「絳朝服」は「朝服」の一部である絳緋袍で、「朝服」の象徴的表現であった<sup>(23)</sup>）。現存の史料からは「隨官受給」の具體的意味を明らかにすることは難しいが、この「官」が少なくとも官品ではないことは、以下に挙げる晉令の佚文（ともに『大唐六典』の引用。括弧内は卷數）から知られる。

晉令、侍中、品第三、武冠、絳朝服、佩水蒼玉。（卷8）

晉令に、侍中、品第三、武冠、絳朝服、水蒼玉を佩ぶとあり。

晉令、吏部尚書、五時朝服、納言幘、進賢兩梁冠、佩水蒼玉、乘輅車、皂輪。……自魏至梁並第三品。（卷2）

晉令に、吏部尚書、五時朝服、納言幘、進賢兩梁冠、水蒼玉を佩び、輅車に乗り、皂輪なりとあり。……魏より梁に至るまで並びに第三品なり。

晉令、中書侍郎、四人、品第四、給五時朝服、進賢一梁冠。（卷9）

晉令に、中書侍郎、四人、品第四、五時朝服を給し、進賢一梁冠とあり。

晉令云、（祕書監）品第五、絳朝服、銅印、墨綬、進賢兩梁冠、佩水蒼玉。（卷10）

晉令に云く、（祕書監）品第五、絳朝服、銅印、墨綬、進賢兩梁冠、水蒼玉を佩ぶと。

以上の史料から、絳朝服を着用する三品と五品の間に、五時朝服を着用する四品が介在し、また三品では種類の異なる朝服が混在している（絳朝服と五時朝服）ことがわかる。官品と朝服の種類とが厳密に對應していることは、晉令の規定からも確認できないことから、官品を朝服の着用基準と見ることは難しいと言える。

「はじめに」でも觸れたように、晉令の印綬冠服関連規定の記述體裁は、官爵保持者それぞれにつき、官品と着用すべき冠幘・朝服・佩玉・印綬などが記されるというものであった（前掲の晉令佚文はこの端的な例である）。注意すべきは、この體裁が本稿註（4）に示した北齊・河清令の體裁と明らかに異なっていることである。河清令では官品を基準に冠幘・佩玉・印綬などを着用すると規定されており、晉令の規定より體裁がかなり簡潔になっている。晉の官人が單に官品を基準に冠幘（特に進賢冠）・佩玉・印綬・朝服などを着用していたのであれば、晉令の規定は上述のような煩雑な體裁である必要はなく、北齊・河清令のように簡潔な記述になっていたのではなかろうか。

以上三章にわたり、官品の萌芽期である晉では、各職官が着用する進賢冠・佩玉・印綬及び朝服と官品との間には、嚴密な對應關係が認められないことを指摘した。但し、官品と冠服用との間に全く關連性がないとは言い切れない。何故なら、晉令には兩者の關連を明確に示している規定が存するからである。次章では、それを詳しく検討していきたい。

#### 四、晉令に見える官品と冠服用との關連性

しばしばふれたように、官品と冠服用との關連を示す晉令の佚文は幾つか残されているが（以下、「晉令規定」と稱する）、いずれも極めて斷片的で、且つ脱字や訛誤などが認められる。幸いに、『宋書』卷18禮志五には、晉令規定の内容が含まれている記事（以下『『宋書』記事』と稱する）が見える。このことから、『宋書』記事は、晉令もしくはそれに基づく規定と考えられる。【表三】は晉令規定と『宋書』記事を對照させたもので、以下、主に【表三】に依據し、議論を展開する。

【表三】によれば、晉令規定および『宋書』記事に言及のあるものの多くは個別の冠服ではなく、冠服製作のために用いられる生地であると考えられる<sup>(24)</sup>。このほか、銀釵や蔽結のように獨自に着用が許された裝飾品類も見える。行論の便宜のため、以下ではこれらを「着用物」と總稱する。

『宋書』記事には、「第二品以上」・「第三品以下」・「第六品以下」・「第八品以下」の四つの區切りが設けられているが、これらは全て官品を基準としたものである。このうち、晉令規定には少なくとも「第三品以下」と「第六品以下」の二つが直に確認される。『宋書』記事には、「諸そ官品令に在り、第二品以上は、其れ禁物に非らざれば、皆之を服するを得（諸在官品令、第二品以上、其非禁物、皆得服之）」とあり、晉令規定にも『宋書』記事と基本的に一致する「禁物リスト」が見られる。これらのことから、晉令にも「第二品以上」の區切りが存在すると考えられる。

また、『宋書』記事には、「第八品以下は、加えて羅・紬を服するを得ず（第八品以下、加不得服羅紬）」とあるが、『太平御覽』や『初學記』が引く當該晉令規定の官品はそれぞれ「第一品」と「第六品」に作る。「一」と「六」は字形が「八」に近いことから、兩者とも「八」の訛誤とすれば、晉令にも「第八品以下」の區切りが存在すると考えられよう。いずれにせよ、『宋書』記事に見える、着用物の使用基準としての官品の機能は、晉令規定でも確認できる。

【表三】 晉令規定と『宋書』記事の対照表

第二品以上	諸在官品令、第二品以上、其非禁物、皆得服之。
第三品以下	第三品已下、蔽結・爵釵（鈔 136）。 第三品已下、不得服雜杯文綺（御 816）。
	第三品以下、加不得服三鑲以上・蔽結・爵釵・假眞珠翡翠校飾纓佩・雜采衣・杯文綺・齊繡黼・鎚離・桂袍。
第六品以下	第六品已下、不得服金鑲・綾・錦（藝 85）。 第六品已下、不得服七緣綺（御 816）。 第六品已下、不得服金釵以蔽髻（御 718）。
	第六品以下、加不得服金鑲・綾・錦・錦繡・七緣綺・貂豹裘・金叉鑲鉞・及以金校飾器物・張絳帳。
第八品以下	第一（八？）品已下、不得服羅・紈（御 816 羅條）。 第六（八？）品已下、不得服羅・紈（御 816 綃條、初 27）。
	第八品以下、加不得服羅・紈・綺・縠・雜色眞文。
騎士・卒 百工人	百工不得服大絳紫襪・假髻・眞珠瑠珞・文犀・瑇瑁・越疊・以飾路張（以銀飾器物・張帳？）、乘犢車（御 775）。 士・卒・百工履色無過綠・青・白（御 697）。
	騎士・卒・百工人、加不得服大絳紫襪・假結・眞珠瑠珞・犀・瑇瑁・越疊・以銀飾器物・張帳・乘犢車・履色無過綠・青・白。
奴婢 衣食客	女奴不得服銀釵（御 718）。 婢履色無過純青（御 697）。
	奴婢・衣食客、加不得服白幘・蒨・絳・金黃銀叉・鑲・鈴・鎚・鉞、履色無過純青。
去官及薨卒 不祿物故	諸去官及薨卒不祿物故、家人所服、皆得從故官之例。
禁物規定	山鹿・白豹・游毛狐白・貂領黃貂・斑白驪子・渠搜裘皆禁物（初 26、御 694）。 步搖・蔽結皆爲禁物（御 715）。織成衣爲禁物（御 816）。錦帳皆爲禁物（御 699）。
	山鹿・豹・柱豹・白豹・施毛狐白領・黃豹・斑白驪子・渠搜裘・步搖・八鑲・蔽結・多服蟬・明中・襪白、又諸織成衣帽・錦帳・純金銀器・雲母從廣一寸以上物者、皆爲禁物。

※ 1、表の各項は上下の兩欄に分けられる。上欄は各書に引用される晉令規定（出典略記、御 = 太平御覽、鈔 = 北堂書鈔、藝 = 藝文類聚、初 = 初學記）、下欄はそれと對應する『宋書』記事（下線部は両者が一致するところ）。

※ 2、晉令規定には脱字や訛誤が多く、『宋書』記事により適宜に文字を改めた。

では、【表三】諸規定が想定する規制対象は、いかなるものであろうか。晉令規定と『宋書』記事には、官品を基準とする区切りがあることから見て、官品の保持者がそこに含まれていることは疑いないが、問題となるのは規制対象の下限である。注意すべきは、晉令規定と『宋書』記事に、「騎士・卒・百工人」や「奴婢・衣食客」に対する着用の規定があることである。かかる規定の存在は、官品保持者のほか、騎士・卒・百工・奴婢・衣食客なども規制対象に含まれていたこ

とを示す。官品保持者でも着用できないものを、それより身分の低い士卒や奴婢などが着用できるなどとは、到底考えられない。よって、少なくとも「第三品以下」・「第六品以下」および「第八品以下」の下限は、最も低い官品である九品ではなく、「騎士・卒・百工人」や「奴婢・衣食客」など官品を持たない階層であったと考えられよう。

また、晋令規定と『宋書』記事には、爵釵や蔽結・纁鉗など、女性のみが着用したであろう首飾りに関する記述が見える。これは晋令が想定する規制対象が男性のみとは限らず、女性も含まれていたことを示す（晋令規定には「女奴は銀釵を服するを得ず（女奴不得服銀釵）」という規定も確認できる）。

以上のように、【表三】諸規定の規制対象には、官品の保持者と官品を持たない騎士・卒・百工人・奴婢・衣食客などの階層が含まれている。官品の保持者には、その官品に應じて着用物の範囲が令によって規定され、また、官品の有無も使用可能な着用物の種類などと密接に関係していたと考えられる。とすれば、冠服着用における官品の機能については、以下のように考えられよう。即ち、官品の等級と有無は使用可能な着用物の範囲と直接に関連しており、官品のより高い者は多くの着用物を使用することができた。これは彼らに対する優遇措置と見なせよう。これに對し、官品と着用物範囲との對應關係が令によって規定されたということは、官品の低い者が使用できないものがあったことを意味する。これは彼らにとっての制限であると言えよう。つまり、着用基準としての官品の機能には、優遇と制限との全く正反對の二つの面が潜んでいると考えられる。

もっとも、冠服着用における官品の機能がそれに留まらないことは、『宋書』記事に見える以下の規定から窺える。

諸去官及薨卒不祿物故、家人所服、皆得從故官之例。

諸そ去官及び薨卒不祿物故すれば、家人の服する所、みな故官の例に従うを得。

この規定によれば、官人が去官或いは逝去した場合、その家族が着用するものはみな「故官之例」に従った。問題となるのは、ここでいう「故官之例」が具体的に何を指しているのかという点である。それを解明する手がかりは、『通典』巻90に見える某者の論難に對する晋淳于睿の回答である。

按令、諸去官者從故官之品。其除名不得從例。令但言諸去從故官之品、不分別老疾・三諫去者、則三諫去得從故官之例。

令を按ずるに、諸て官を去る者は故官の品に従う。それ除名は例に従うを得ず。令但だ諸て去るは故官の品に従うと言ひ、老疾・三諫して去る者を分別せざれば、則ち三諫して去る者は故官の例に従うを得。

淳于睿のいう「故官之例」が、彼の引く晉令に見える「故官之品」を指すことは文脈から明らかである。つまり、晉令もしくはそれに基づく『宋書』記事のいう「故官之例」は「故官之品」であると解すべきだろう。

以上をふまえると、前掲の『宋書』記事の規定は、官人が去官或いは逝去した場合であっても、その家族がなお故官の官品に依り相應の着用物を使用することができることを定めたものと理解できる。この規定から、官品の機能に関しては、少なくとも以下のことが言えよう。即ち、官人が去官或いは逝去しても、その故官の官品は、なお冠服の着用において機能している。官人のみならず、その家族が使用すべき着用物も、官品によって決定され、また官人の故官の官品は、去官或いは逝去した場合でも、その家族の着用物の使用基準とされるのである。

### おわりに

本稿は主に晉の官品と冠服着用との関係について考察してきた。最初の三章では、特に進賢冠・佩玉・印綬及び朝服を取り上げ、それぞれ官品との関係を検討した。結果として、これらと官品との間に厳密な対応関係は認められず、官品を諸品目の着用基準とは見做し難い。晉令には、官爵保持者が着用すべき冠幘（進賢冠を含む）・佩玉・印綬・朝服などが規定されている。もしこれらの品目が単に官品を基準とするのなら、その関連規定も複雑な體裁で記述されている必要はそもそもないであろう。

ただし、晉において官品と冠服着用は全く関係しないわけではない。それに關して、本稿第四章での検討により、以下のことを指摘した。

- ① 晉令には、官品が着用物（主は冠服の製作に用いられる生地など）の使用基準として機能することを示す規定が確かに存在する。
- ② それに關連する晉令の規定は、佚文として幾つか残っており（晉令規定）、また『宋書』卷18 禮志五には、晉令規定の内容が含まれている記事が見える（『宋書』記事）。このことから、『宋書』記事は、晉令もしくはそれに基づく規定と考えられる。
- ③ 晉令には、官品の等級は使用可能な着用物の範囲と直接關連している。このことから、着用物の使用基準としての官品の機能には、優遇と制限という相反する二つの側面が窺える。
- ④ 『宋書』記事には、官品は官品保持者の家族の着用物基準としても機能し、官品保持者が去官或いは逝去した場合でも、その故官の官品は依然として效力を持っていると理解できる規定がある。

「はじめに」でもふれたように、官爵保持者の進賢冠・朝服・佩玉と印綬などは、遅くとも北齊・河清令において明確に官品を基準として定められた。このことは晉から北齊にかけて、官品と冠服着用との関わりが強化され、官品の機能に新たな變化が現れたことを示している。では、かかる變化はいかなる事情により生じたのか。またそこにどのような意義を見いだせるのか。六朝時代における冠服着用の展開過程を見る必要があることから、この作業は別稿に譲りたい。

## 注

- (1) 本稿でいう「冠服」には、狭義の冠（男性の冠帽や女性の首飾りなど）と衣服のみならず、佩玉・印綬などの衣服に懸けられる佩飾も含まれる。
- (2) 小林聰「六朝時代の印綬冠服規定に関する基礎的考察—『宋書』禮志にみえる規定を中心にして—」（『史淵』130、1993年、77-120頁）。
- (3) 前掲註(2)小林聰論文。また、同氏は最近の論考でも従来の見解を踏襲している。「漢唐間の禮制と公的服飾制度に関する研究序説」（『埼玉大學紀要・教育學部』58(2)、2009年、236頁）を参照。
- (4) 『隋書』卷11禮儀志六掲載の北齊・河清令の規定には、「進賢冠、文官二品已上、並三梁。四品已上、並兩梁。五品已下、流外九品已上、皆一梁」とあり、「印綬、二品已上、並金章、紫綬。三品銀章、青綬。四品得印者、銀印、青綬。五品・六品得印者、銅印、墨綬。七品・八品・九品得印者、銅印、黃綬」とあり、佩玉については、「一品、玉具劍、佩山玄玉。二品、金裝劍、佩水蒼玉。三品及開國子男・五等散品名號侯雖四・五品、並銀裝劍、佩水蒼玉」とある。このほか、鞶囊や朝服なども同じく官品によって着用する。また、河清令の制定については、内田吟風「北齊律令考」（『北アジア史研究—鮮卑柔然突厥篇—』同朋舎、1975年、236-238頁）を参照。
- (5) 晉の印綬冠服規定について、程樹徳は、晉令と明記せず單に晉時代の制度として引用されている印綬冠服規定も、もとは晉令の官品令に記載されていたと考えることができると指摘した（『九朝律考』晉律考下、中華書局、1963年、278-299頁）。中村圭爾氏は、西晉末期に荀綽が撰した『晉百官表註』の記事が西晉泰始年間の制度規定であるとした（『六朝貴族制の研究』第四篇第二章「晉南朝における官人の俸祿」風間書房、1987年、459-473頁）。また小林聰は、『百官表註』等を引いて印綬冠服規定を記している場合も、これら諸書は官品令をもとにしていると指摘した（前掲註(2)小林聰論文、90頁）。本稿も以上の諸説に従いたい。
- (6) 管見の限り、平帝期以前の進賢冠に関わる記事は以下の兩條のみ確認できる。『漢書』卷71雋不疑傳「不疑冠進賢冠、帶櫛具劍」。同書卷19百官公卿表「(司隸校尉)綏和二年、哀帝復置、但爲司隸、冠進賢冠、屬大司空、比司直」。以上の記事から、當時の進賢冠には、冠梁數による差は確認できない。
- (7) 小林聰「晉南朝における冠服制度の變遷と官爵體系—『隋書』禮儀志の規定を素材として—」（『東洋學報』77(3・4)、1996年）。以下、進賢冠に関する小林氏の見解はこの論文による。
- (8) 先行研究で指摘されているように、秩石序列のほか、理想的周制に擬する官制秩序としての周制序列も存在する。これについては、福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』第四章「漢代の察舉製度と政治體制」（創文社、1988年）、阿部幸信「綬制よりみた前漢末の中央・地方官制—成帝綏和元年における長相への黑綬賜與を中心に—」（『集刊東洋學』84、2000年）などを参照されたい。本稿では「二千石」・「千石」などの秩石序列の等級を「秩石等級」、「公」・「卿」などの擬制的周制序列の等級を「周制等級」と稱する。
- (9) 『後漢書』卷2明帝紀の李賢註引。
- (10) 前掲註(7)小林聰論文、7-8頁。
- (11) 前掲註(7)小林聰論文、5-6頁。
- (12) 前掲註(5)程樹徳書、淺井虎夫『中國ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（汲古書院、2016年）、張鵬一『晉令輯存』（三秦出版社、1989年）、前掲註(2)小林聰論文を参照。
- (13) 【表一】には、該當記録が確認できないため、空欄のままにしているところがある。記録が確認できない理由について、史料中に引用された規定に省略のある可能性がまず考えられるが、官は該當の品目をそもそも持っていない場合もある（『晉書』卷24職官志によれば、特進が印綬を持っていないことは、その一例である）。

- (14) 前掲註(2) 小林聰論文、111頁。
- (15) 以上三つの指摘は、『宋書』卷18 禮志五に見える印綬冠服規定、および『隋書』卷11 禮儀志六記載の梁・陳兩期の冠服規定とも合致する。このことは、文官の着用する進賢冠の梁數と彼らが佩びる佩玉の種類との對應關係が南朝期でも踏襲されていたことを示す。また、この對應關係は、晉南朝期における冠服制の展開過程を考える際の重要な手掛かりともなるが、それについての検討は別稿に譲りたい。
- (16) 『晉書』卷24 職官志「護羌・夷・蠻等校尉、案武帝置南蠻校尉於襄陽、西戎校尉於長安、南夷校尉於寧州。元康中、護羌校尉爲涼州刺史、西戎校尉爲雍州刺史、南蠻校尉爲荊州刺史。及江左初、省南蠻校尉、尋又置於江陵、改南夷校尉曰鎮蠻校尉。及安帝時、於襄陽置寧蠻校尉」。
- (17) 孫正軍「也說《隋書》所記梁代印綬冠服制度的史源問題」、『中華文史論叢』2011年第1期、138頁。
- (18) 佩玉の給與について、周邊民族の領護官（護烏丸校尉など）や刺史など、中央以外の地域で就任する官は原則として佩玉を給與されず、朝會の時だけ臨時的に給與（假給）される（朝會が終わり次第佩玉を返却する）。このことから、朝會に出るか否かは官人の佩玉給與とも密接に関わっているように思われる。
- (19) 前掲註(2) 小林聰論文、104～106頁。
- (20) 阿部幸信「漢代の印制・綬制に關する基礎的考察」（『史料批判研究』3、1999年、12～14頁）、「漢代における朝位と綬制について」（『東洋學報』82(3)、2000年、19～20頁）を參照。
- (21) 阿部幸信「漢晉間における綬制の變遷」（中央大學人文科學研究所編『アフロ・ユーラシア大陸の都市と國家』、中央大學出版部、2014年）、28～29頁。
- (22) 前掲註(2) 小林聰論文、114～115頁。
- (23) 前掲註(2) 小林聰論文、112頁。
- (24) これらの生地はその性格によって、大まかに以下の三種類に分けられる。(1) 貴重な織物（綺・錦・綾など）、(2) 動物の毛皮（山鹿・豹・貂・驪子・裘など）、および(3) 貴金屬（金、銀など）。(1)の織物が漢六朝期において、生地として衣服の製作に用いられることは原田淑人『増補漢六朝の服飾』第一章「漢六朝の絹布」（東洋文庫、1967年、19～30頁）參照。